

**第5回（仮称）三鷹市子どもの権利に関する条例（素案）検討委員会
会議録（要旨）**

1 日時	令和7年10月31日（金）午後5時30分～午後6時55分
2 会場	元気創造プラザ4階 生涯学習センター ホール
3 出席委員 ※ 敬称略	北田 真理（委員長） 武本 明日香、松原 拓郎、山下 敏雅、山本 真実 以上5名
4 行政出席者 (事務局)	子ども政策部長 近藤 さやか 子ども政策部調整担当部長・子ども家庭課長 清水 利昭 児童青少年課長 梶田 秀和 保育支援課長 竹内 里奈 子育て支援課長 嶋末 和代 包括支援担当課長 戸田 陽子 子ども家庭支援センター担当課長 杉山 静 東多世代交流センター担当課長 小林 大祐 西多世代交流センター担当課長 萩野 るみ 教育部長 高松 真也 教育部調整担当部長 寺田 真理子 学務課教育支援担当課長 星野 正人 子ども家庭課 加藤 太一、山岸 愛子、高橋 陽子、巻田 圭祐 児童青少年課 佐藤 善彦、和田 麻子、中島 寛人
5 議題	<p>1 検討協議事項</p> <p>(1) 三鷹市子どもの権利に関する条例（仮称）素案（案）について</p> <p>(2) その他</p> <p>ア （仮称）三鷹市子どもの権利に関する条例（素案）検討委員会報告書内容（案）について</p> <p>イ 条例制定までのスケジュールについて</p>
6 会議の公開 ・非公開	公開
7 傍聴人数	3人

1 開会（午後5時30分）

2 検討協議事項

（1）三鷹市子どもの権利に関する条例（仮称）素案（案）について

【子ども政策部長】より説明

（質疑応答）

【北田委員長】 では、まず、条文のほうからいきましょうか。事務局の説明にあった、皆様に御意見を伺いたいところが、子どもの最善の利益のところの記載ですね。1ページ目の前文の最後の段落で、「その権利を擁護するとともに、子どもの最善の利益を考え」となっているところと、それから、第1条の「子どもの権利の内容を明確にし、子どもの最善の利益を考えるとともに、権利を擁護するしくみをつくることにより、子どもの権利を保障することを目的とする」となっているところ。この2か所に、この子どもの最善の利益という言葉が出ています。

御意見いただいた内容で整理をしたというところは分かりやすかったと思うんですが、その後、私が打合せのときにお話ししたのが、児童の権利条約の条文の中で、子どもの最善の利益はプライマリーコンシダレーションというふうに出てきて、プライマリーを、「第一の」とか、「一番に考慮する」とか、「主として」とか、いろんな訳が研究者の中でも出てきたりしますけれども、要は子どもの最善の利益を単純に考えるだけではなくて、子どもに関することについては、プライマリーに考えられなくてはいけない、考慮事項になるというところの、副詞があるといいよね、という御意見をしたところです。

なので、そこも含めて委員の皆様からも御意見をいただきたいと思います。

山下委員、いかがでしょうか。

【山下副委員長】 前回のいろんな意見を踏まえて、すごく整理されて、いい内容になったなという印象でした。

私は以上です。

【北田委員長】 では、山本委員、お願ひいたします。

【山本委員】 今、この文章を具体的に直すという段階ですよね。そうすると、今の御提案というか、お聞きになりたいのは、この前文の一番下の「子どもの最善の利益を考え」と書いてあるところに、例えばさっきのプライマリーの意味である、「第一に考える」みたいな言葉を入れるかどうかということかなと思うんですけど。あと、第1条にも入れるのか考えるのでしょうか。

【北田委員長】 この最善の利益ということがもしかしたら前文だけに載っていればいいという考え方もありますし、両方に載せるのもありだと思います。両方とも残したまま、「考える」のところに両方とも副詞を入れる、または、前文だけに残して、第1条は要らないという方法など、考え方はいろいろですね。

【山本委員】 私は、もうしつこいかもしれないけど、全部入れたほうがいいと思います。権利条約自身も最善の利益という言葉は1か所ではなくて、数か所、10か所近く出ていて、表現もベストインタレストチルドレンのときもあるし、チルドレンベストインタレストのときもあるし、いろんな言い方で言っているので、しつこいけど、私は入れてもいいかなと、個人的には思います。

ただ行政的な文章の中で滑らかでないとか、いろいろ重なりがあるというようなこともあるのかと思います。あと、法律的な文書としてどうなのかというの分からないです。

【北田委員長】 ありがとうございます。

いかがでしょうか。では、松原委員、お願ひいたします。

【松原委員】 まず、前回の御意見をこのようにきれいに整理していただいて、大変助かりました。感謝申し上げます。

今問題になっているのは、子どもの最善の利益、前文の最後の段落のところと第1条のところかなと思いますけれども、まず、プライマリーを酌んだ趣旨の表現をやっぱり何らか入れたいというふうには、思いました。

第1条については、子どもの最善利益の表現を残したほうがいいんではないかというふうに思います。第1条はやはり目的規定なので、この条例全体に関わるところですから、第2章以降で最善の利益というのがなかなか出てこないというところがある以上、やはり本文の条文の第1条、目的規定の中に最善の利益という表現を入れておくということの意味は、非常に大きいんではないかというふうに考えます。

【北田委員長】 ありがとうございました。

武本委員、いかがでしょうか。

【武本委員】 私も両方入れておいていいのかなと思います。先ほど委員長のおっしゃったプライマリーというその副詞を入れるのは、いろいろ知らない真っさらな人、お父さん、お母さんが読んだときに、それが入っているほうが分かりやすいのかなと思うので、入れておいたほうがいいかと思います。

【北田委員長】 ありがとうございます。おおよそ委員の意見は一致していますので、前文も第1条も残して、そのプライマリーの副詞を入れるということですね。それから、

この「子に関するこことについては」というところを入れるのは、条約もそうなっていますので、いいのではないかと思いますが、委員の皆様、いかがですか。「子に関するこことについては、子の最善の利益をプライマリーに考える」というところを挿入するという事に関しては、よさそうだと思います。

プライマリー、「第一に」とか「一番に」とか、いろいろありますけれども、どちらがいいなど御意見はございますか。なければ、私も伝わりやすければいいなというふうに思いますので、なかなかこのプライマリーが書いてある自治体は少なかったかもしれませんけれども、書いてある他の自治体を参考にして、お任せするという形でいかがでしょうか。

【山本委員】 「第一義的に」とかはやめた方がいいと思います。

【子ども政策部長】 御意見のとおり、「第一義的」は入れないつもりで、今の案では「第一に」にしたほうがいいかなと思っています。

【山本委員】 あと、「優先的」と入れるときもあるかもしれないんですけど、「優先」というと、何か幾つかあってそのうちの一つみたいになってしまって、「第一」が一番シンプルかなと私は思います。

【子ども政策部長】 おっしゃるとおり、「優先」も、何かと比較して「優先」という言葉は嫌だなと思っています。

【北田委員長】 では、これに関しては決着がついたということで、終わりにします。
他はいかがでしょうか。山本委員、お願ひいたします。

【山本委員】 第5条を整理してくださって、もっと具体的に分かりやすくなったと思うんですけど、私はやはり、遊びというのが休息と並んでいるのがちょっと引っかかるところがありまして。子どもにとっての遊びというのは、場合によっては学びでもあるし、体験でもあるし、休みでもあるんだけれども、子どもにとっての遊びというのはやっぱり価値があって、特に幼児教育の場合は、遊びを通して全て成長、発達していくわけですから、遊びという言葉をとても大事にしておきたいという思いがあります。休息も大事だなと思うのですが、例えば(3)のところに、「安心できる居場所で自由な時間を過ごしてゆっくりすること」などのようにまとめられるかなとも思います。

あともう一つ、遊びを先にしてほしいです。学ぶことが先ではなくて、遊ぶこと。そして学ぶことときたほうが、成長的な発達とするならば私は何か順番としていいかなと、思いました。

【北田委員長】 ありがとうございます。

この点に関するいかがですか。武本委員、いかがですか。

【武本委員】 自分のことを考えると、確かに学ぶことよりも最初に遊んでこれを覚えてみたいなことが多かったなと思うので、おっしゃることはすごく腑に落ちて、遊んで学ぶの順番にしてもいいのかなと、思いました。

【北田委員長】 ありがとうございます。

いかがですか、遊びと休息というのを分けるということと、あと、遊びと学びの順番を変えるというところの御意見でしたけれども、山下委員、いかがでしょうか。

【山下副委員長】 山本委員の意見、すてきだなと聞いていました。多分歴史的なというか、子どもの学ぶ権利というのが意識され始めて、その後だんだん遊ぶ、休むも権利だよねとなってきていて、やはり子どもって学ぶ事柄がまず先にあって、遊ぶのも権利だねみたいなイメージだったのが、今、山本委員の話を聞いて確かに、乳幼児のときなんかも、遊ぶことがむしろ学ぶ、育つというところにつながっていくし、私は中高生に主に接しているわけですけれど、中高生の子たちは遊んでいるのが権利だということを知らないというところを考えると、最初第5条で、成長に合わせて心身ともに豊かに育つために、まず遊びが先にあるよ、で、学ぶのもそうだよねというふうに来るのは、結構新鮮といいますか、言われてみるとそうだなという思いもあるし、そこはぜひ子どもたちに聞いてみたいところでもあるかなと思いました。

【北田委員長】 ありがとうございます。

松原委員、いかがでしょうか。

【松原委員】 今までの意見に賛成の立場です。第5条というのは、心身ともに豊かに育つための権利のカタログだと思うので、手間を惜しまずにはばらせるものはばらして、丁寧に書いていったほうがいいだろうというふうに思います。なので、遊びと休息というのもきちんと分けて書くということでも構わないんじゃないかなと思います。

あと、今、山下委員もおっしゃいましたけれども、やっぱり子どものライフサイクルを考えたら、まず子どもは遊ぶところから人生が始まっていくので、そのライフサイクルに応じて順番をつけていくというような、そういう視点は、子どもの視点を取ったときに非常に意味があるのではないかなというふうに思いました。

【北田委員長】 ありがとうございます。

そうすると最後に、全体的に皆同じ意見になっていると思いますが、この休息することを1本で立てるのか、それとも安心できる場所で自由な時間を過ごすことと休息すること

を一体化させるのかというところがあるんですが、これはいかがでしょうか。私は何か休息すること1本で立ててしまってもいいかなという思いがあります。安心できる居場所で自由な時間を過ごすというのと、休息とはちょっと違いますよね。

というわけで、私の意見では4本にして、順番としては、遊ぶこと、学ぶこと、休息すること、最後の安心できる居場所で、自由な時間を過ごすこと。皆様うなずいていらっしゃいますが、こんな形で大丈夫でしょうか。

【子ども政策部長】 おっしゃったとおり、休息と自由な時間は別なので、そこは無理に気を遣っていただかなくてもいいんじゃないかなと思います。一方で条約のほうでは、そこは休息と余暇という言い方にしているんですが、条例のほうでは一本にするというか、余暇もレクリエーション的な感じなので、条約は休息と余暇の活動でレクリエーションが一緒なのは分かった上で、三鷹は休息と自由な時間を分けますよというようなことであればいいかなと思います。

【山本委員】 気を遣ったわけではないんですけど、分けていただくのがいいかなと思います。私たち日本人は特に、勉強していないときが遊びというような感じがどうしてもあるので、そうではなくて、遊ぶということが、自由な時間を過ごすということが、最初に子どもにとって一番大切だということがそれで分かるし、休息も大事です。安心して過ごす場所でゆっくり過ごすというのも、別にそこは遊んでいてもいいし、何をしていてもいいわけだから、場所のイメージを取ってもらうというところではあっていいかなと思うので、ぜひお願ひします。

【北田委員長】 私も全てこれに賛成です。では、この件についてもこれで一応決着がついたところですね。条文のところで、他にいかがでしょうか。

松原委員、お願ひいたします。

【松原委員】 今、個別の条文に入ってしまったので、その前に前文のお話のところで、私が前回意見を言ったところについて意見を述べたいと思います。

資料1の7ですけれども、前回、「地域社会の一員として参加」というところについて、私の意見を述べたところを修正いただいている。その修正というのが、前文4段落目の最終行のところで、「子ども一人ひとりの権利が守られ、大人も子どもも他者の権利を大切にできる地域づくりを推進していきます」というふうにあるんですけども、ごめんなさい、率直に申し上げて、私はこの修正には違和感があります。これであれば、「大人も子どもも他者の権利を大切にできる」というところは取ってしまってもいいんじゃないかなと思います。

それであれば、「子ども一人ひとりの権利が守られる地域づくりを推進していきます」というような表現で、なぜよくないのかというふうに思います。もし何かここに入れるの

であれば、例えば子ども一人ひとりの権利が守られるというところは、多分本文第3条のところから引っ張ってくるのかなと思いますけれども、次、続いて第4条、自分らしく生きられるというところを生かして、「子ども一人ひとりの権利が守られ、自分らしく生きられる地域づくりを推進していきます」というような、そういう形にするという案ではいかがでしょうか。

こちらの私の意図としては、子どもも他者の権利を大切にしなければならないというような、その義務的な、責任的な理由がどうしてもそこに強くなってしまうというところを恐れての意見です。

【山本委員】 私もそう思います。「他者の権利」という言葉がどうしても引っかかるので、今、松原委員がおっしゃったとおりで、まずはその義務的な臭いがするというのは私もそう思いましたし、最初これをつくったときに、みんな権利条約、義務と権利と必ず言っていて、何かもめていたり、いろいろしていたところもあるので、やっぱり一人一人の権利が守られるまちづくりと地域づくり、それで私も十分かなと思います。私もこの言葉はちょっと違和感があります。

【北田委員長】 ありがとうございます。

武本委員、いかがですか。

【武本委員】 私は実はするっと読んでしまって、特に違和感はなかったんですけど、お聞きしていて、ああ、そうだなと思いました。ただ三鷹の協働、地域、大人も子どもも一緒に協働してという中にあると、ちょっとこういうのが出てきがちなのかなというのは思うので、それでこういう書き方をされたのかなと。確かに何か義務的なものを感じてしまうんだったら、せっかくの前文なので、なくてもいいのかなと思います。

【北田委員長】 ありがとうございます。私もそのニュアンスが感じられるので、皆様の意見に賛成です。

この点に関して、いかがですか。

【子ども政策部長】 これはちょっと苦肉の策で入れたという部分もありまして。たしか前もあったんですが、子どもが子どもの権利を侵害することについてお話をいろいろおさせさせていただいて、大人に対してもですけれども、これは子どもの権利条例なので、子どもが子どもの権利を守るということを、何か条文の中に入れられないかというお話をさせていただきました。

ただ条文の中で、そういうことを入れることではないよねという話で、であれば、前文の中でそういうようなニュアンス、子どもが子どもの権利を守る、侵害しないというようなことを入れるのはどうなのかという話もあって、こういう形にさせていただいている。

ですので、子どもが子どもの権利を侵害するという場合について、侵害してはいけないということをどのように入れるのか。裏返しにすれば、守ることで当たり前ともなるんですけど、一方で、子どもが子どもの権利を侵害してはいけない、お互いの権利を侵害してはいけないということを入れられないかなと。今の委員の皆さんのお意見を聞くと、子ども一人ひとりの権利が守られるということは当たり前のことであって、侵害してはいけないということを入れるべきではないというお意見なのがなというふうに思いました。

【北田委員長】 ありがとうございます。これはやっぱり、「他者の権利」という言葉が強いんでしょうね。でもその思いは別の表現で入れられるような気はしますが、皆様、この点に関してはいかがですか。

山下委員、お願ひいたします。

【山下副委員長】 私は、子どもたちに授業で子どもの権利の話をするときに、最後言うんですよね。お互いが尊重し合うということが大切だよねと。一人ひとりが守られているから、自分の権利のことも大切だし、他の人たち一人ひとりも同じように権利があって守られるんだから、お互いが傷つけない、それは子ども同士、大人対子ども、大人同士、全部そうだよねと最後に言って、締めるんですよね。

ですから、「他者の権利」という言い方はちょっときついけど、言おうとしていることはきっと一緒に、武本委員がおっしゃったように、この段落は、市民一人ひとりが、このまちは協力し合ってやってきているよということからつながっている。普通の人権と言うと、国家権力だから人権侵害しては駄目だよねというところにウエートを置くので、どうしてもその発想でいくと、他者の権利を個々人が侵害しないようにせよと言われると、通常の人権概念からするとちょっと違うよねという思いもあり、ただ他方でここで言いたいのはきっとそういうことではなく、一人ひとりが守られる結果、自分の権利だけではなくて、他の人の権利も尊重しましょうねと言いたいんだろうな、さあ、どうしようということですね。

私だったら「他者の権利を大切に」と言われると「まずは自分の権利が守られることが最初にあるべきなのに」と思うけれど、でも今の案ではその前に「一人ひとりの権利が守られて」とも言っているから、「自分の権利が守られている」を言っているということになっているのかなとも思います。しかしながら、「自分の権利も相手の権利も大切」とか、「お互いの権利を尊重し合って」と書くほうが良いと思いますし、あるいはもうそういうふうには書かずに、松原委員が提案したような言い方で前文では書いて、これから作るパンフレットや授業のときに、「一人ひとりが守られるのが第一で、だからこそ他の人の権利を侵害しても駄目だよね」と口頭で伝えていくとか、条例の中には入れないかの、どちらかかなと思います。少なくとも「他者の権利」という表現はちょっと強いですねというのは同じ意見です。

【北田委員長】 山本委員、お願ひいたします。

【山本委員】 そうすると、すごくいいことだし、それは大事なことだから、やっぱりメッセージで書くとか、例えば権利というものはお互いに守っていくもので、侵害するものではありませんというところが伝わるように書いて、ここはさっきおっしゃった相互の尊重というか、相互の権利とか、何か言葉をちょっと変えるか、あと松原委員のような書かないか、どちらでもいいと思うんですけど、でも今お互いに権利を守る、侵害しないようにしていくことが、まず権利擁護の第一歩みたいなことを伝えなくてはいけないというところはあると思うので、どこかでメッセージで書くなどかなと思います。

【山下副委員長】 多分言いたいことは私も本当に同じなんですけど、ここの条文というか、前文に入っちゃうと、子どもに権利主張させるとわがままになる、権利を主張するなら義務を守れとか、そっちの従来型の大人に、良いように逆に使われてしまうというか、こちらの思いとは別にというところを危惧するんですよね。

だから書くなら丁寧に書くか、あるいはもう書かずに、まず権利が一人一人守られるというところだけをぽんとちゃんと押された上で、丁寧に説明していくときに、口頭でそこをきちんと話していくかのほうがいいかなというふうに思います。

【北田委員長】 さて、これをどのぐらい書くか、書かないか、お互いのことを大切にできるとか、そういう思いを載せるとしたら、どのくらいか。何か尊重まで行くと、もしかしたらそのニュアンスが強くなるのかもしれないんですけど、例えばそれが、私が今考えた、互いのことを大切にできるというようなニュアンスだったら自然かなとか。そこを抜いてしまうというのもありなんですが、あってもいいかなという気が私はしますね。

なので、その表現の仕方をちょっと御検討いただく、それを検討した上で、ないほうがいいのかというところを考えられればと思うので、これはまた次回に引き続き御検討いただければと思います。

他はいかがでしょうか。そもそも条文は出きっているのであれば、次のイメージ図のほうも含めて御意見いただければと思います。

山本委員、お願ひいたします。

【山本委員】 第3条の「差別を受けないこと」のところを具体的に書いていただいてますが、具体的に書けば書くほど、他にもあるよねとなりますよね。だから何かかえって、これしかないのかみたいに突っ込まれる可能性があって、もう少しふんわり書けないかな、と思いました。

子どもにとっての差別って、例えば人が持っているものを持っていなかつたりしたら差別というような、もう単純なそういうことも学校の中では起こり得て、それは、家庭環境とダイレクトに結んで、だんだんエスカレートしていくんでしょうけれども、最初のきっ

かけは、何か人とは違うということの同調圧力みたいなところから始まつてくる、すごく単純な素朴なところから子どもたちって差別をしていくかなと思うので、何かそれがなくなつたらいいのにというところもあります。どう書けばいいかと言われるとまた困るんですけど、書くんだったら子どもの権利条約に書いたみたいに、全部1個ずつ書くか、それとも、それはちょっと無理だからこのぐらいにとどめておいて、あとは丁寧に説明することでカバーするか。これはもう私のつぶやきだと思っていただいて結構です。案がないので、どう変えろと言っているわけではなく、ちょっと違和感というか、これだけになつてしまうと、何か言われてしまうのではないかという気がしての危惧です。

【北田委員長】 この点に関して御意見ございますか。では、山下委員、御意見をお伺いします。

【山下副委員長】 具体的に挙げると丁寧だなというのもありつつ、細かい点で言うと、人種って憲法第14条が人種って出しているから出しているだけで、21世紀の今、民族とかルーツとかはありますけれども、逆にこういう大きな人種、国籍、性となつてしまうとちょっとぴんとこないところがあります。私が子どもたちと話していると、例えば兄弟間差別もかなり子どもたちは敏感だったり、児童虐待でも本当に、兄弟の中の1人だけが不当な扱いを受けてということがあったりするんですよね。そういう中で、こここの例示を見たときに、子どもたちがそこに気づけるかという問題もあり、丁寧に書くことによって、何か他のものが違うのかなと思われるのももつたないと思います。

逆に「差別されないこと」だけにして、具体的なことは、今後もまた新たなものが出てくるかもしれないということも考えられます。例えば、セクシュアルマイノリティーのことだって、10年位前までは全然意識されなかったのが、今では意識されるようになって、今ここは性別ではなくて性というふうに直っているんだと思うんですけど、三鷹で条例をつくった後、これからずっと条例に基づいて発展していくというふうに考えたときに、逆に縛つてしまわないかなということです。丁寧に挙げてみたというところは評価しつつ、発展性を持たせるためにも、逆に「差別されないこと」だけにしていくのもいいかもしない、というのが私の意見です。

【北田委員長】 松原委員、いかがですか。

【松原委員】 結論的には、限定列挙に取られてしまうおそれがやっぱり心配なので、外して、差別されないことというふうにシンプルにしたほうがいいんではないかという意見です。

【北田委員長】 武本委員はいかがですか。

【武本委員】 私も皆さんと同じように思います。本当にいろいろ知識がなくて読むと、これだけなのかなと思ってしまうかもというのを思いました。

【北田委員長】 ありがとうございます。そうですね、限定的に感じる人が多いと思います。そうなんですよね。これまでの協議経緯でもそうだったので具体例を挙げたいところではあったんですよね。それでこの他とかいって何かつけると、それはそれで変な感じもしますしね。

【子ども政策部長】 なくても、具体例はガイドブックやパンフレットで幾らでも示せますし、いろいろ蓄積しながら、子どもたちがこれは差別だと思うことがだんだん分かってくるかもしれない、随時改訂できるパンフレットの中で対応できるかなと思います。

【北田委員長】 では、この件に関しても合意が得られたようですので、これで終わりにしますね。

他にいかがでしょうか。松原委員、お願ひいたします。

【松原委員】 これも私が前回意見したところに絡むんだと思うんですけど、資料1の私の意見の15に絡んでの話ですが、そこに関係して修正いただいた第23条から第25条に関する話です。

前回私が、いわゆる予防的な権利擁護調査みたいなお話を聞いて、それを入れていただい、第23条第5号が入っていると思うんですけども、第5号を拝見して、「必要な調査を行い、理解を広め、連携を推進すること」というのは、具体的に何ができるのかというところが、ちょっとイメージが湧きにくいなというふうに思いました。

具体的には、この子どもの権利擁護について予防的な調査というのを職権で行って、例えばその上で予防的な要請であるとか広報であるとか、そういったことができるのかというと、この条文では、「理解を広め」というところ、そこに読み込めるのかどうかというのが、ちょっとよく分からぬなというふうに思いました。

同じく第25条の第2項ですけれども、市長は、第23条第3号、具体的に権利侵害について要請を行った場合に公表することができるということで、公表についての情報が入ったのは私は大賛成なんですけれども、これは第3号に限定されているので、第5号については公表に準じた扱いということが、これだとできないと思われるんです。

例えば予防的な広報、いわゆるヘイトスピーチはいけませんよみたいなアナウンスのような予防的な広報というのも必要なときはあると思いますので、第25条第2項について、そこに入れるのか、また第3項をつくるのかは別として、第23条の第5号を受けた、何らかの広報的な手段みたいなものを入れるのがふさわしいんではないかというふうに思いました。

【北田委員長】 ありがとうございます。この辺り、いかがでしょうか。

【子ども政策部長】 逆にお伺いしたいのは、特段に要請や申立てがあったわけではないけれども、このままいくと権利侵害が起きるのではないかということが認められた場合に、どこまで是正を行うのか、ということです。

今、例に挙げていただいたように、ヘイトスピーチが一番分かりやすいのかもしれませんんですけど、具体的にここが侵害されているというわけではなくても、全体としてこれは権利擁護の視点では是正が必要だという場合について、そこまで権利擁護委員の職務としてしまっていいのかなというのは、前も議論があったところなんですけれども、それだったらば、必要な調査を行って、啓発的なことを行う。そして、第25条第1項に、権利擁護委員は活動を報告し、その報告されたものは公開するとなっているので、権利擁護委員の活動の中で、これは普及啓発を行ったなどと報告いただいて、それを公表することでいいのかなと思っています。本当の侵害があった、救済を求める、それについて要請を行ったという場合に、これは公表したほうがいいのではないかというものを、あえてこここの第25条第2項に入れたということもあります。

【山下副委員長】 松原委員の意見を、ああ、なるほどと思いながら聞いていました。

私は豊島区で子どもの権利擁護委員を15年やっているんですけど、実際の調整案件で手いっぱい、予防的なものと言われると、あまり言われるほど大々的なものはやっていないというか、日々の出張授業であったりだとか、関係機関への研修とか、あるいは配布物、広報を作ったりとか、振り返ってみるとそういうものが予防的な活動かなというふうに思っています。

豊島区の条例の場合には、救済申立てがあって、是正勧告までいってしまったときに、公表するかしないかは権利擁護委員が行うんですけど、ただし独断では判断できなくて、区長に一旦公表するということを諮らなければいけない。諮った上でオーケーが出たら、擁護委員が公表するとなっています。今こちらの案では、擁護委員が公表するのではなくて、市長が必要に応じて公表する、となっていて、私は別に公表する主体はどちらでもよくて、長の判断が入るということが大事だと思っています。それは先ほど部長のほうからもあったように、これは権利侵害が具体的にあって、それを認定するという場合には、加害者とされる人が出てきてしまうわけですね。その人の名誉とかいろんなものもあるわけですから、そこはやはり市長の判断が入らないと駄目だろうと思います。

他方で予防的なものについては、そういう加害者扱いされる人がいるわけではないから、通常の活動の報告などの形で、日常的に啓発の中で行ったり、あるいは部長がおっしゃった、第25条第1項の定期報告の中などで公表されるので、是正勧告のときのような、加害者とされる人が出てくるときとは別の扱いになっていても、それはそれで理解できるなどというふうに見ていました。

【北田委員長】 予防的なものをどの程度まで権利擁護委員がやれるのかというところですね。山本委員、いかがでしょうか。何かございましたら、お願ひします。

【山本委員】 例えば保育の場合、不適切な保育があるというふうに、いろんなうわさが立っていて、でも不適切ではないかもしれないし、調査までいかないけど、何かおかしいかもしれないなというときって、監査に行って見てきて、それで警告、訓戒みたいな段階があるではないですか。そういう何か最初のところぐらいはできるようにしておいたほうがいいのかなという気は、イメージとしてはあります。今、山下委員がおっしゃったみたいに、やはり長が入るというのはとても大事かなと思います。どの形でいいのかは、その仕組み次第だとは思うんですけども。あまり責任を全部擁護委員に負わせる形ではないように、公が若干入るこのスタイルで、私は特に問題ないかなと思っていました。

【北田委員長】 ありがとうございます。そうなんですよね。その公表主体は市長にしたんですよね、そこをあえてというところがあります。これも、私も市長でいいだうなという気がしています。その後、第3号とか、そのところを限定するかですね。

山下委員、お願ひいたします。

【山下副委員長】 私は、具体的な事案であれ、侵害が発生して調整したものであれ、予防的にいろいろ動いたり、普及啓発をするというのは、もう権利擁護委員が主体的に、基本的には、自由にと言ったら変ですけど、判断でやっていくべきもので、ただ、要請まで行ってしまう事案というのは、加害者とされる人も出てくるわけなので、それを公表するかどうかについては、市長のチェックが入る、市長が公表するという枠がそこだけかかるというような、そういうイメージです。

【北田委員長】 分かりました。要請は自由、その後の公表は市長が判断ですよね。

【山下副委員長】 そうです。

【松原委員】 今の山下委員の整理、基本的に私は賛成の立場なんですけれども、第23条(5)の「理解を広め」というところについて、これを例えれば「普及啓発活動を行うとともに」みたいな形で、もっと明確にしていただくといった変更はできませんでしょうか。

【北田委員長】 そうですね。ここの「連携を推進すること」みたいなところが分かりにくいですものね。いかがでしょうか。

【子ども政策部長】 そうですね。「理解を広めて」の一方で、普及・啓発は市のほうの役割として別にあるんですが、難しいですね。まず、普及・啓発を擁護委員の職務にし

てしまってもいいものですかね。

【北田委員長】 すべきだと思うのは自然ですよね。

【子ども政策部長】 そうですね。第14条に、「子どもの権利の普及・啓発」というタイトルをつけて、市は普及・啓発を行うとしています。市だけではなくて、他に事業者なども行うのですけど、一方で、権利擁護委員の中にも普及・啓発というのを職務に入ってしまうというのは、重なりが合ってどうしようかというところです。ですので、「理解を広め」というのを別の言い方で、普及・啓発という言葉でなくても、何か言い方を考えたいと思います。

【北田委員長】 では、これは次回までにもう一度検討してという流れで進めていっていただければと思います。

その他何かございますか。条文ではなくて、こちらのイメージ図のほうはいかがでしょうか。山下委員、お願いいいたします。

【山下副委員長】 このイメージ図は大体そうだろうなという感じで、上の相談体制のところで、既存の相談機関とありますけれども、実際、こういう機関だけでなく、地域の民生・児童委員の方とかN P Oとかから來ることもある、そのほうが多いかなというふうに思いますし、もちろん行政の機関との連携も大事ですけれども、市民の方々とよりつながっていっていただきたいなというのが、上の図で思ったところです。

下の図のところで、救済申立てがあつてから調査実施、調整となっていますけれども、救済の申立てまで行くことは結構レアというか、申立てという形を取るかどうかは置いておいて、まず相談とかで実際連絡が入るわけです。そこから調査したり、場合によってはその相手方とされる人とお会いしたり、関係機関と連携を取ったりして、調整していくパターンもあれば、そういう相手方とかにも連絡せずに、御相談なされたお子さんとか保護者と話をしていく中で、御自身の力で解決するパターンもあれば、どうしてもそれで解決せずに、救済申立てという厳格な手続まで行かれるというパターンもある。

調査、調整したけれど駄目で、申立てというパターンもあれば、いきなり申立てという形で來るときもあるんだと思います。今この図では、相談対応の下の救済申立てから調査実施、調整とありますけど、申立てがなくとも調査実施、調整していくほうが、むしろ本来は望ましいことかなというふうに思います。

【北田委員長】 松原委員、お願いいいたします。

【松原委員】 補足的になるかもしれませんけれども、今の山下委員の意見に賛成の立場での意見です。救済の申立てというのは若干限定過ぎかなというふうに思います。実際

のところ、こういう子どもとかNPOとか、そういったところから相談が出たときに、私たちがそこでどういう対応をするかといったら、この段階では、どこまでどういったことをやろうかみたいな、そういうような話を多分すると思うんですよね。

名前を出してやるか、というのも含めて、ここでそういったものをやって、名前を出せないのであれば、他にどういう方法ができるか考えようかということをやって、それで事案を一般化した上で、何らかの広報の形でそこをアナウンスすることによって解決を図るであるとか、または、名前を出してということであれば、まさに狭い意味での救済申立てのような形で、そこで調査をして公表まで行くみたいな、そういうようなバラエティーに富んだものが、この救済申立てと書かれているところの中にあると思うので、もうちょっと広い何らかの要件が必要なのかなというふうに思います。

【北田委員長】 この点に関していかがですか。申立てということによって狭く限定されるんですが、これをもう少し広い表現にすると、この流れでいいですよねというところですね。

【子ども政策部長】 そうですね。これをさらにパンフレット的にしていくと、文字より図のほうが分かりやすいので、今おっしゃったようなところをもう少し詳細というか、かみ砕きながら、この相談対応の後にも傾聴、助言、支援と書いてありますが、ここの中にも支援、調査みたいなことも入ってくるということなのかなと思います。ただ、下の調査はかなり強めの調査なので、事前の調査とか、諸々をうまく入れ込んでいきたいと思います。

【北田委員長】 山下委員、お願いします。

【山下副委員長】 そうですよね。救済の申立てのときには、要綱とか書式が出てきて、本当に厳格にやっていくパターンで、そこまで行かずに相談を受理して、調整して、解決していくというのが、この右の流れのほうになるという、そういう理解ですね。

この図には申立てとありますけど、条文の中には申立てという言葉が一言も出てこないのが大丈夫かなというのは気になります。

【子ども政策部長】 おっしゃったように、条文では申立てという言葉は使わずに、この図では一般的に使っている言い方として申立てと入れていますので、そこは、規則の中でどう入れていくか、というところです。条例では、権利擁護委員について中心に書いていますので、この後に出てくる規則の中で、申立ての手順や期間、その後の調査の詳細などを入れていくかなと思っています。

【北田委員長】 では、この件も今の御意見を踏まえて、もう一度検討していただいて、次回またお話しできればと思います。

その他いかがでしょうか。大丈夫そうでしょうか。

では、この他に追加でお気づきの点がございましたら、11月14日を期限として、メールで事務局までお寄せいただきますようお願ひいたします。

(2) その他

ア (仮称) 三鷹市子どもの権利に関する条例（素案）検討委員会報告書内容（案）について

【子ども政策部調整担当部長・子ども家庭課長】より説明

(質疑応答) 質問なし

イ 条例制定までのスケジュールについて

【子ども政策部調整担当部長・子ども家庭課長】より説明

(質疑応答)

【山下副委員長】 子どもたちが条例の条文について議論したりするプロセスというのは、今後はありますか。

【子ども政策部長】 そのように、子どもに限定して素案について検討するというプロセスはないです。

【山下副委員長】 ないですか。「Nothing About Us Without Us、私たちのことを私たち抜きに決めないで」という、障害者権利条約のときのメッセージがあったかと思うんですけど、今とてもすてきな子どもの条例をつくろうとしているときに、1回アンケートでは聞いていて、ここはすごくステップとして私はすばらしかったなと思って、これがあつたからこそ、私たちは議論できているわけですけど、あのときってまだ全然、これからどうつくろうか、最初の段階ですよね。ここで今、結構だんだん形が見えてきて、条文という形になったときに、今日もいろいろ議題が出たわけじゃないですか。最善の利益、子どもたちからすると最善の利益って何という疑問は、ここの報告書のところでも多分反映される話でしょうし、遊ぶ権利を最初に持ってくるとか、他者の権利の尊重のところとか、いろいろここでも議論になったところ、あるいは子どもたちがもっとここをこうしてほしいというところは、きっとあると思うんです。今ここまで形づくったところについて、このステップがないまま、大人だけで議論して決めてしまうのでいいんだろうか。

ただ、一方で今聞いたところで、もう令和8年度も1回しか開けないぐらいのぎゅうぎゅうなスケジュールになっている中で、子どもたちに今からどこまで聞けるかという問題はあるにしても、そのステップはやっぱり何らかの形で要るのではなかろうかというふうに思っております。

【北田委員長】 この点について、松原委員、お願ひいたします。

【松原委員】 賛成です。大人の側が何か知恵を絞らなくてはいけない点だと思います。

【北田委員長】 お二人はいかがですか。

【武本委員】 はい。賛成です。

【山本委員】 できるのであれば。

【北田委員長】 もちろんこれは知恵を絞らなくてはならないという話なので、できな
いという回答がないということになってしまいますけれども、ただパブリックコメントの
タイミングもあるかと思いますので、御検討いただければと思います。

【子ども政策部長】 今いただいたお話なので、具体にスケジュールでどこまで対応で
きるかですけど、パブリックコメントと並行してというのありますので。

【北田委員長】 そうですよね。何か、5月いいですよね。

【子ども政策部長】 並行して、アンケートを行ったときと同じように、また学校に協
力をしてもらいながら、パブリックコメントの子どもバージョンみたいな感じになるかな
と思いますが、そういう工夫はできるかなと思います。

【北田委員長】 そうですね。何か子どもの日があるのでいいなと思い、勝手に今想像
してしまいました。

【子ども政策部長】 すみません。ちょっと違うことを言わせていただくと、パブリック
コメントにかける前に議会への報告など手順がありますので、いろいろ考えますけれど
も、知恵を絞りたいなと思います。

【北田委員長】 では、これは御検討いただくということで。すばらしい意見だと思います。
私も全くそういうところが落ちておりました。どうぞよろしくお願ひいたします。

山本委員、お願いします。

【山本委員】 いつも思うんですけど、パブコメ、大人のものはいいんですけど、子
どもにせっかく聞いたのであれば、それは私たちも知りたいし、それによってどうなるのか
ということも含めて、謝礼の予算がないとかがあるのかもしれないんですけど、謝礼は良

いので、1回ぐらいやってもいいかなと思いました。出す前に知りたいですよね。

【子ども政策部長】 終わってからも、やはりパブリックコメントから反映することもあると思うんですよね。ですから、子どものことも併せてですけど、こういったところを修正しましたというのは、もちろん皆様に御報告させていただく予定ではあります。ただ、集まっていたらどうか。ただメールで済ませるのもちょっと寂しいなという気もあるので。

【山本委員】 オンラインでも。

【子ども政策部長】 オンラインなども含めて、ちょっと場は考えたいと思います。

【北田委員長】 いずれにせよスケジュールの問題があるので、御検討いただければと思います。

ウ その他

・次回の予定

第6回（仮称）三鷹市子どもの権利に関する条例（素案）検討委員会は、令和8年1月27日（火）午後2時～開催予定

・次々回の予定

第7回（仮称）三鷹市子どもの権利に関する条例（素案）検討委員会は、令和8年2月20日（金）午前10時～開催予定

3 閉会（午後6時55分）